

「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」に係る報告

重点検討項目①： 「グリーン経済」を念頭においた国際協力等

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。そのためには、我が国がこれまで培ってきた公害対策、循環型社会形成のための3R、温室効果ガスの排出削減、並びに生物多様性の保全と持続可能な利用等の技術・取組を、途上国のニーズ・状況に適合させた上で、制度およびその運用技術をパッケージとして、知的財産権の保護を前提に展開することが有効であることから、下記について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や3R推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援
- b) 環境的に持続可能な都市（ESC：Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援

①環境基本計画における施策の基本的方向性

- 途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが有効である。
- グリーン経済の推進のためには、公害対策に係る取組に加え、温室効果ガスの排出削減、化石燃料などの枯渇性天然資源の有効利用、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素を開発政策にもたせることが必要である。
- 我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国がグリーン経済へ移行していくことができるような支援を行う。

②現状分析

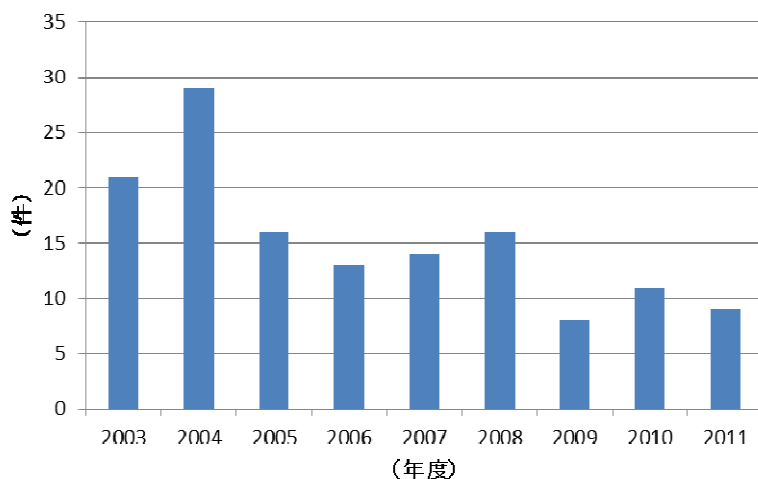
我が国が培ってきた公害対策等に係る環境装置の技術移転件数及び輸出額は、大気汚染防止・水質汚濁防止装置を中心に増加傾向にあったが、世界金融危機（リーマン・ショック）により大きく減少した後に横ばいの状況で推移している。今後、技術とシステムを一体化したパッケージ型インフラ輸出をはじめとする海外展開の取組により、我が国の環境技術・ノウハウ等が海外の環境負荷

削減にさらなる貢献をすることが期待される。

我が国が関与した CDM/JI による温室効果ガス排出削減量は、順調に増加しており、平成 24 年（2012 年）は約 9500 万トンとなっている。今後は二国間クレジット制度（JCM）の活用等による着実な温室効果ガス排出削減が期待される。

また、グリーン経済の推進のためには、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素も開発政策に持たせることが重要である。これに関する取組として、例えば、森林認証製品等に関する国際的な森林認証である FSC（Forest Stewardship Council®）や PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）の CoC（Chain of Custody:加工流通過程の管理）認証等があり、これらの件数は年々増加している。また、日本独自の森林認証である SGEC（一般社団法人 緑の循環認証会議）の CoC 認証取得管理事業体数も増加傾向にある。

<環境装置の技術移転件数>



出典：「環境装置の生産実績」（2006～2011 年度、社団法人 日本産業機械工業会環境装置部会・優良環境装置協議会）

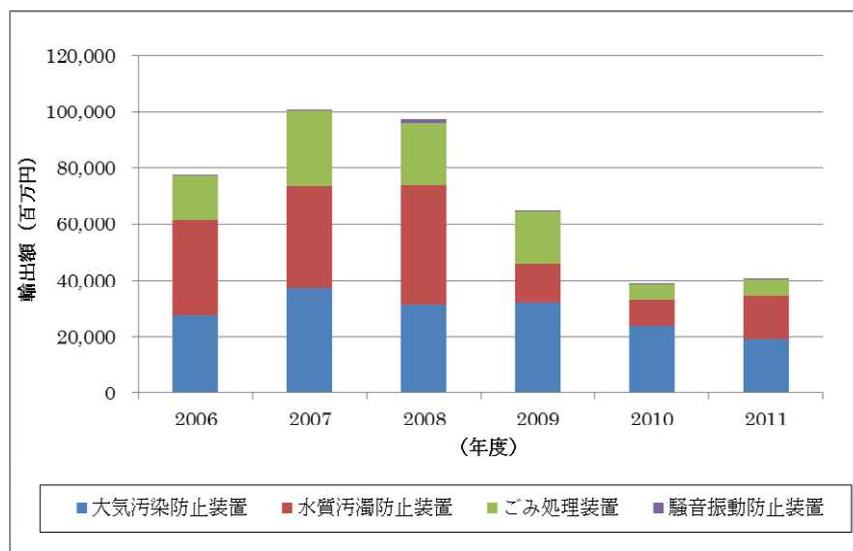
注 1) 環境装置に関連する技術を国外へ輸出した件数。環境装置そのものの輸出件数ではない。

注 2) 企業の規模について、A：資本金 1 億円未満、B：資本金 1 億円～10 億円未満、

C：資本金 10 億円～100 億円未満、D：資本金 100 億円以上。

注 3) 年度によってアンケート対象企業数が異なることに留意が必要。

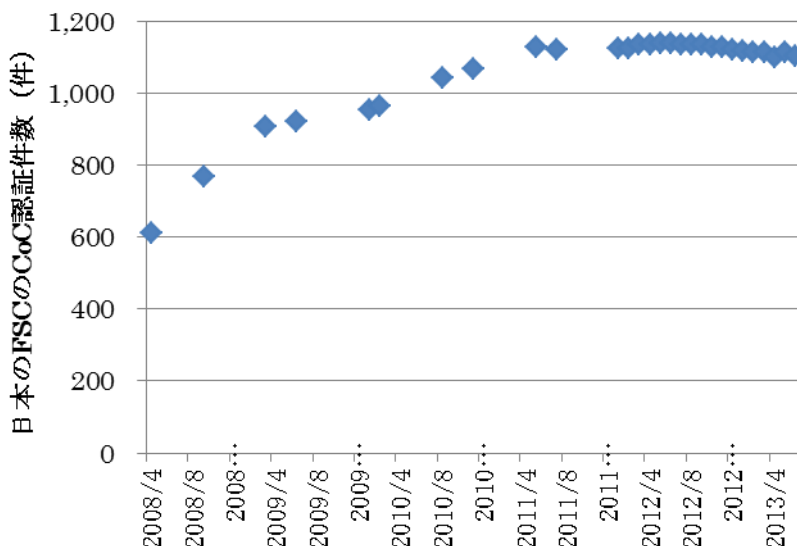
<環境装置の輸出額>



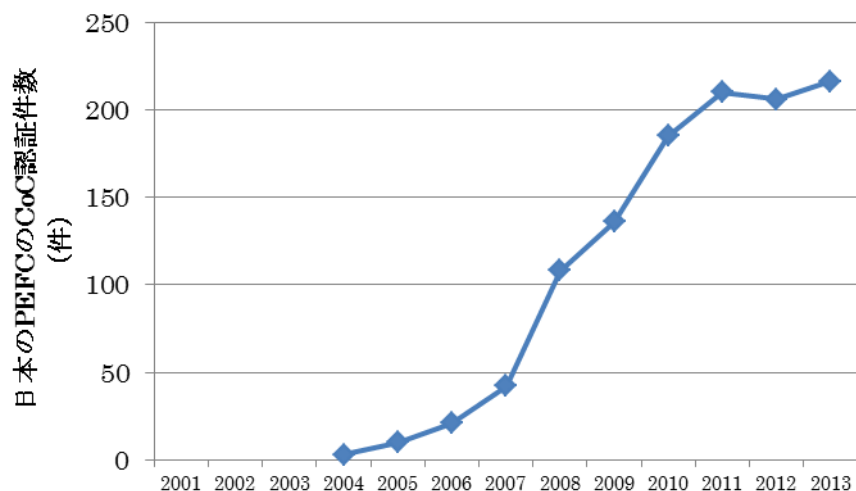
「環境装置の生産実績」（平成 19 年～平成 24 年、社団法人 日本産業機械工業会環境装置部会・優良環境装置協議会）

注 1) 調査年度によってアンケート対象企業数が異なる

＜森林認証製品等に関する取組の状況＞



出典：FSC(Forest Stewardship Council)®公表資料「Global FSC certificates: type and distribution」より環境省作成



出典：PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) 事務局資料より作成

③主な取組状況等

＜より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や3R推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援＞

＜クリーンアジア・イニシアティブ (CAI) の推進＞ **環境省**

- 環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため、低炭素・低公害型社会、循環型社会、自然共生社会の実現を政策目標として掲げ、統合的な取組を進めた。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 平成24年度は東アジア首脳会議 (EAS) 環境大臣会合、東南アジア諸国

連合及び日中韓（ASEAN+3）環境大臣会合等で、CAI についての説明及びニュースレター等の配付を行い、またこれらの会合等既存の枠組みを活用し、アジア地域における環境分野での協力及び連携強化を主導した。

- ・ また、東アジア地域における環境的に持続可能な都市（ESC）の現状に関する情報収集・整理を行い、その結果を踏まえて平成 25 年（2013 年）3 月に、ハノイにて ESC ハイレベルセミナーを開催、ESC に関する取組を共有することで今後の東アジアの ESC の推進を強化した。

<気候変動分野における途上国支援> 外務省

○ 日本は、平成 21 年（2009 年）の国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）で平成 24 年（2012 年）末までの約 3 年間の気候変動対策に関する途上国支援について、それに取り組む途上国や気候変動の影響に脆弱な途上国を対象に、官民合わせ 150 億ドルの支援を表明。

- ・ 平成 24 年（2012 年）12 月末時点で上記 150 億ドルのコミットメントについて官民合わせて約 174 億ドルを達成し、これにより、先進国全体の気候変動分野における短期資金（過去 3 年間の公的資金による 300 億ドルの支援約束、実績額は 336 億ドル）のうち、約 40%にあたる 135 億ドルを日本が実施したことになり、コミットメント達成に大きく貢献した。

<気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト> 農林

水産省

○ 我が国の温室効果ガス排出削減に果たす農林水産分野の役割の向上、アジア地域における農林業からの温室効果ガス排出削減並びに我が国の農林水産物の収量・品質の安定化に貢献するため、農林水産分野における温暖化緩和技術及び温暖化適応技術を開発した。

- ・ 平成 24 年度は、20 研究グループに委託した。平成 25 年度からは、新たに気候変動と極端現象の高精度の影響評価、地球温暖化の進行に適応した畜水産物の生産安定技術の開発、低コスト林業システム・伐採木材の高度利用技術の開発、生物多様性を活用した安定的農業生産技術の開発、国際連携による共同研究に取り組む。

<循環型社会形成に向けた国際的枠組みづくりへの貢献等> 外務省

○ 循環型社会構築のための国際的な枠組みづくりに貢献するとともに、大阪に本部を有する国連環境計画国際環境技術センターによる廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップを支援した。また、ODA を通じ、循環型社会形成に向けた途上国支援を行った。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 廃棄物の最小限化、廃棄物の環境上適正な管理、廃棄物輸出に際しての事前通報等を主な内容とする「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約」（バーゼル条約）の締約国かつ最大拠出国

として、バーゼル条約関連会合に出席し、廃棄物の環境上適正な管理のためのガイドラインの策定等、国際的枠組みづくりの議論に積極的に貢献した。

- ・ 主に廃棄物分野で、途上国に対する環境上適正な技術に移転することを目的とする国連環境計画国際環境技術センターの活動に継続的に拠出しているほか、ゴミ収集システムの改善、住民意識向上等を通じた廃棄物管理の改善、循環型社会の形成のため、途上国に対する ODA を実施している。

＜アジアリサイクルビジネス展開可能性調査（インフラ・システム輸出促進調査等委託費）＞ **経済産業省**

- 近年のアジアにおけるリサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要の高まりと、我が国のリサイクル産業における高い技術やオペレーションノウハウの蓄積は、我が国企業にとって大きなビジネスチャンスとなっていることから、我が国企業によるアジアでのリサイクルビジネス展開を促進させることを目的として、事業実施可能性調査（FS 調査）を実施した。

- ・ 平成 24 年度は、前年度からの継続案件 3 件、新規 6 件の FS 調査を実施した。平成 25 年度は、24 年度からの継続案件 3 件のほか、数件の FS 調査を新たに実施する。

＜国際研究開発・実証プロジェクト＞ **経済産業省**

- 我が国企業が有する環境・医療分野等の高い技術力をアジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握し、その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発や実証を行うことにより、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要になる。これを踏まえ我が国企業・大学等によるコンソーシアムを形成し、相手国現地において、研究開発・実証を行った。

プロジェクト実施にあたっては、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援等を事前に明確化して、実施した。

- ・ 平成 24 年度は、23 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに 1 件の実証事業を実施。平成 25 年度は、24 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに 1 件の実証事業を実施する予定。

＜下水道分野の水ビジネス国際展開＞ **国土交通省**

- 世界的に優位性を有する我が国の下水道技術の海外展開を促進するために、「政策と技術のパッケージによる形成」、「下水道システムの戦略的な国際標準化の推進」等を図る。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 平成 24 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ブルガリアにおいてセミナー及び政府間協議を実施するとともに、インドネシアの下

水道計画担当者を対象に本邦研修を実施し、本邦下水道技術に関する理解の醸成を行った。

- ・ 平成 24 年 7 月には、ISO 国際水ワークショップを神戸で開催し、優先的に ISO 規格を開発すべき項目として、我が国が優位性を持つ、漏水対策、下水再生利用、下水汚泥有効利用、浸水対策等の 14 項目が決定された。
- ・ ワorkshopの結果を踏まえ、ISO 水のタスクフォースが「神戸宣言」を ISO 技術管理委員会へ勧告した。

＜地球環境観測体制の強化＞**環境省**

○ 平成 29 年度打ち上げを目標として、「いぶき」後継機を宇宙航空研究開発機構（JAXA）、国立環境研究所と協力して開発している。また、後継機の開発と並行して、地上の検証・補完体制の強化も実施する。後継機による宇宙からの温室効果ガスの多点観測データを提供することで、気候変動の予測の精緻化や国別レベルの CO2 吸収排出量の推計等による地球環境の監視を推進し、2020 年以降の次期枠組みを含む気候変動対策へ貢献するなど我が国の国際社会における役割を継続的に果たす。途上国を含む全球の排出量を把握し、全球的な低炭素社会開発に向けた対策推進のための情報提供を行う。

- ・ 平成 25 年度は、「いぶき」後継機に搭載する観測センサ機能向上の技術的可能性や優先度について、衛星による地球観測や衛星開発の専門家からの意見を聴取しつつ仕様の検討を行っていく。

《環境的に持続可能な都市（ESC : Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援》

＜「環境未来都市」構想の推進及び世界への拡大＞**内閣府、内閣官房、外務省**

○ 厳選された戦略的都市・地域（「環境未来都市」）において様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出することを目指した。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 平成 23 年 12 月に国内の 11 都市を環境未来都市として選定し、翌 24 年から環境未来都市計画を策定し、持続可能な都市の実現に向けて取組を進めた。
- ・ 平成 24 年 6 月、ブラジル（リオデジャネイロ）で開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)において、日本政府公式サイドイベント「Future Cities We Want ～環境未来都市の世界への拡大～」を開催し、我が国が進める持続可能なまちづくりにおけた取組について、各自治体による先進的取組及び自治体間の協力の推進、及び国際機関による取組等について紹

介した。

- ・平成25年10月には、北九州市において、第3回環境未来都市構想推進国際フォーラムを開催予定。

<環境共生型都市開発の海外展開> **国土交通省**

- 環境問題等に対応する我が国の幅広い先進技術・ノウハウ等をパッケージとして海外に展開するため、新興国の都市開発ニーズ等を総合的に調査・分析した上で環境共生型都市の基本構想を作成し、都市開発協力に関する二国間政策対話等に活用するとともに、海外セミナー開催等による情報発信を行い、構想・企画といった川上段階からの民間コンソーシアムによる事業拡大に向けたアプローチを支援した。

<クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の推進> **環境省**

(再掲のため、内容は省略)

<ITTO-CBD共同プロジェクト> **外務省**

- 陸域の全ての生物種の3分の2が生息していると推定され、生物多様性保全の重要性が特に高い「熱帯林」を有する国際熱帯木材機関(ITTO)加盟国(生産国33か国)において、生物多様性条約(CBD)の森林の生物多様性作業計画実施を支援するための能力構築及び技術支援を実施するため、拠出を行った。

本共同プロジェクトでは、CBDの第10回締約国会議(COP10)で採択された戦略計画2011-2020(愛知目標)の目標の達成に資する事業を優先し、各目標に貢献している。

- ・平成24年度はITTOが実施するマレーシア、サラワク州の国立公園の周辺地域の管理のためのガイドラインの策定と地域住民の管理への参加等、5つのプロジェクトに拠出を行った。

<SATOYAMAイニシアティブ^{*}国際パートナーシップ実施事業> **環境省**

- 自然資源の持続可能な利用と管理についての検討と実践を行うため、COP10を契機として設立されたSATOYAMAイニシアティブ^{*}国際パートナーシップの運営、各国の特徴に適合した持続可能な自然資源の管理手法を具体的に提示、適用していくための地域ワークショップ等による研修の実施などに必要な費用を国連大学に拠出した。

具体的には、定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献。

* SATOYAMA イニシアティブ…自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人

間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境の持続可能な利用・管理の推進のための取組。

重点検討項目②：国際的な枠組みづくりにおける主導的役割

環境に関する国際交渉において、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国が国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際的枠組みの形成に向けて積極的な貢献が必要であるとの観点から、下記について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与（特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約）
- b) 国連における持続可能な開発目標（SDGs）及びその SDGs を統合した 2015 年より先の国際開発目標（ポスト MDGs）の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献

① 環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境に関する国際交渉においては、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国の国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際的枠組みの形成に向けて積極的に貢献するとともに、特に途上国における取組の実施を支援する。

② 現状分析

地球温暖化対策については、我が国は、国連気候変動枠組条約締約国会議において平成 32 年（2020 年）以降の新たな法的枠組みづくりに積極的に参加するとともに、クリーン開発メカニズム（CDM）を補完する二国間クレジット制度（JCM）を提案している。JCM に関しては、我が国は着実に協議を進めており、平成 25 年 7 月時点で、二国間文書に署名済みが 6 か国となっている。

生物多様性の保全については、我が国は、生物多様性条約の下で、第 10 回締約国会議（COP10）の議長国として COP10 後も愛知目標達成に向けた議論を先導するとともに、主に途上国での取組を支援するため、生物多様性条約事務局への拠出等を行っており、主導的役割を果たしている。

③主な取組状況等

《環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与（特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約）》

＜気候変動問題の解決に向けた国際交渉への積極的な参画及び取組の実施＞外務省、国土交通省、環境省

○ 人類共通の課題である地球温暖化問題に対処するため、すべての国が参加する公平かつ実効性ある新たな国際枠組みを構築することが我が国の目標であり、平成 23 年（2011 年）12 月に南アフリカ・ダーバンで開催された、国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）において、平成 32 年以降の新たな国際枠組みについて平成 27 年（2015 年）までに合意し、平成 32 年（2020 年）から発効・実施することが合意された。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）では、新たな国際枠組みの構築等に向け、平成 25 年（2013 年）以降の作業計画に合意がなされ、交渉の段取りについて各国が認識を共有し合うとの我が国の目標が達成された。作業計画のなかでは、平成 25 年（2013 年）により焦点を絞った実質的な議論に移行することや、平成 27 年（2015 年）5 月までには交渉テキストを準備すること等が決定され、我が国の目指す、すべての国が参加する公平かつ実効性ある新たな国際枠組み構築に向けた基礎が整った。
- ・ 国際交通分野からの温室効果ガス削減、植生回復による温室効果ガス吸収量の算定方法、気候観測システムの構築等の関連議論に参加した。また、国際民間航空機関（ICAO）、国連海事機関（IMO）において、国際交通分野（航空及び海運）からの温室効果ガス削減に関する議論に参加した。
- ・ 国際交渉を補完する具体的取組として、日伯非公式会合、「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」、島嶼国との気候変動政策対話を積極的に実施した。また、アフリカ開発会議（TICAD）の枠組みでのアフリカ低炭素成長・気候変動に強靱な開発に関する戦略については横浜宣言 2013 の中で今後検討していくことに留意した。

＜二国間クレジット制度（JCM）の構築＞外務省、経済産業省、環境省

- 途上国において、我が国の優れた温室効果ガス削減技術等の普及や緩和活動を加速し、日本からの温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する「二国間クレジット制度」を推進する。
- ・ 平成 24 年度は 23 か国で 79 件の排出削減プロジェクトの実現可能性調査等を実施した。平成 25 年度は、これまで事業化検討等を行ってきたプロジェクトについて、設備補助事業を含む具体的な排出削減効果等の実証事業を実施予定。

- ・ また、平成 25 年に入ってから同制度に関する二国間文書への署名を関係国と交わした。（モンゴル（1月）、バングラデシュ（3月）、エチオピア（5月）、ケニア、モルディブ（それぞれ6月）、ベトナム（7月））

＜水銀に関する水俣条約制定のための条約交渉＞**外務省、環境省**

- 平成 21 年の国連環境計画（UNEP）管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書を制定すること、そのために政府間交渉委員会を設置して交渉を開始することが合意された。

平成 25 年 1 月にはスイス（ジュネーブ）で第 5 回政府間交渉委員会が開催され、世界的な水銀規制のための条約制定に向けた議論を行い、最終日に条約案に合意されるとともに、条約の名称を「水銀に関する水俣条約」とすることが決定された。本条約では水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階における総合的な対策を定め、地球規模の水銀汚染の防止を定めている。

本年 10 月に熊本市及び水俣市で、水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議が開催される予定であり、UNEP では、平成 28 年までに 50 力国の批准による条約の発効を目指す。

＜国連における持続可能な開発目標（SDGs）及びその SDGs を統合した 2015 年より先の国際開発目標（ポスト MDGs）の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献＞

＜持続可能な開発目標（SDGs）に関するオープン・ワーキンググループ（OWG）への参加＞**外務省、環境省**

- 平成 24 年 6 月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、持続可能な開発目標（SDGs）に関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意されたことを受け、平成 25 年 1 月、地域グループを通じて指名された 30 名の専門家からなるオープン・ワーキンググループ（OWG）が設置された。OWG では、市民社会・科学界からのインプットをベースに毎月分野ごとにテーマを決めて議論を行い、議論のサマリーを平成 26 年 9 月の第 68 回国連総会に提出する予定となっている。我が国は持続可能な開発を外交上の重要課題と位置づけており、OWG の各会合に出席し、議論に積極的に貢献していく。
- ・ SDGs・OWG は、これまで 3 回の会合が開催され、SDGs 総論を始め、食料安全保障と栄養・持続可能な農業、水と衛生等のテーマについて議論が行われた。我が国は、各会合に出席し、各テーマの下で我が国が重視する取組等について発言する等、議論に貢献している。

＜2015 年より先の国際開発目標（ポスト MDGs）の策定に向けた国際議論への関与＞**外務省、国土交通省、環境省**

- 人間中心かつ地球の限界にも配慮した、効果的なポスト 2015 年開発目標

(ポスト MDGs) を策定するため、我が国としてリーダーシップを発揮していく。具体的には、我が国が主導する非公式な意見交換の場である「コンタクト・グループ」において実質的な議論を行うとともに、国連事務総長が立ち上げたハイレベルパネルに参与し、議論に適切なインプットを行った。また、国連総会や IMF・世銀東京会合、第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD V) の際に関連するイベントを開催し国内・国際世論を喚起した。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ コンタクト・グループ会合は、平成 24 年度に 4 回開催され、ハイレベルパネルについては、我が国からパネリストのアドバイザーとして外務省地球規模課題審議官等が議論に参与し、平成 25 年 5 月末にパネル報告書を発出した。
- ・ 同報告書においては、人間中心かつ地球にも配慮し、整合性が取れた 1 つの開発枠組みを目指すとのビジョンが示され、持続可能な農業・漁業、産業・都市排水管理、持続可能なエネルギー、天然・自然資源の適切な管理等が例示的目標体系案に取り込まれている。

< 持続可能な開発のための教育協力等 > 文部科学省

- ユネスコへの信託基金の拠出を通じて、世界平和の確立と人類の福祉への貢献というユネスコの理念に貢献することで、日本が国際社会において主導的役割を果たすことを目指す。ユネスコに対して、「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」を拠出し、ユネスコを通じた加盟国に対する教育分野における協力事業を実施する。
 - ・ 平成 24 年度は、「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」を拠出し、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (DESD、2005-2014)」の後半 5 年の戦略の具体化事業を実施した。また、平成 26 年の「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議」に向けた普及・促進のための事業 (準備会合等の運営、広報活動など) を実施した。平成 25 年度も、同趣旨で、引き続き実施している。

< 生物多様性日本基金による愛知目標実施支援 > 環境省

- 生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された、2020 年までの生物多様性に関する国際目標である「愛知目標」を世界的に達成するためには、条約事務局や国際機関との連携・協力のもと、国際社会全体で着実な取組を進めて行くことが不可欠となっており、我が国は、COP10 議長国として、途上国を対象に、愛知目標の達成に必要な能力を養成することを目的として、「生物多様性日本基金」を条約事務局に設置し、資金拠出を行った。(平成 22 年度及び 23 年度に計 50 億円を拠出)
 - ・ 生物多様性国家戦略の改定支援等、途上国の能力養成に資する事業が条約事務局により実施されており、その際、日本基金を核として他国等からの協調支援が行われている。主要業務である生物多様性国家戦略改定ワークショップについては、20 回以上開催し、700 名以上の政府担当

者が参加し、条約関連会合等で多くの国から謝意が述べられた他、第 11 回締約国会議 (COP11) の決定の中でもその重要性が強調された。